

業務委託仕様書

この仕様書は、以下の業務内容について規定するものである。

- 1 業務の名称 令和8年度底原ダム・名蔵ダム管理事務所警備委託業務
- 2 履行期間 着手 令和8年4月1日
完了 令和11年3月31日
- 3 実施場所 八重山農林水産振興センター
底原ダム管理事務所 石垣市字宮良 2166-262
名蔵ダム管理事務所 石垣市字登野城嵩田 2389-479
- 4 業務員及びその規律について
 - (1) 警備業務に従事する業務員の数は、緊急、事故等で必要な場合を除き1人とする。
 - (2) 受託者は、業務員については誠実で健康な者をこれに充てるものとする。また、業務員の身元、風紀、衛生及び業務規律の維持に関し一切の責任を負い、発注者が適当でないと認めた業務員は、業務に従事させてはならない。
 - (3) 業務員は、業務上必要のない場所へみだりに立ち入ったり、器物に触れてはならない。
 - (4) 受託者及び業務員は、業務上知り得た発注者の秘密を他人に漏らしてはならない。
- 5 警備内容及び警備方法について
 - (1) 警備対象物
本業務における警備の対象物は、底原ダム管理所及び名蔵ダム管理所とする。
 - (2) 管理事務所内の警備業務
 - i 火災、盗難または不良行為の拡大防止
 - ii 事故発生時における関係先への通報、連絡
 - iii 事故報告書の提出
 - (3) 警備方法
 - i 警備対象物に発生した異常事態を、警備業者詰所へ自動的に通報する機能を有する無人警備システムを使用するものとする。
 - ii 警備業者詰所においては、警備実施時間中、警報受信装置を間断なく監視し、機動隊との連絡を保持するものとする。
 - iii 機動隊については、警備業者詰所との連絡を保持し、警備対象物の異常事態に備えるものとする。
 - (4) 警備実施時間
警備対象物が無人の状態となり、発注者からの警備装置作動開始の信号を受けたときに始まり、発注者側職員が操作器を解除したときに終了。
なお、警報装置作動操作に関する取り決めについては、発注者側職員と調整のこと。
 - (5) 異常事態発生時における処置
 - i 警備対象物（建物のほか、機械設備含む）への事故・故障等の異常事態に関する通報（無人警備システムによる信号の他、人的通報含む）を受けた際には、機動隊を速やかに急行させ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたる。
 - ii 警備対象物に到着した機動隊は異常事態を確認後、警備業者詰所へその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報する。

- iii あらかじめ定められた発注者側職員へ連絡する。
- iv 事故報告書を作成し、後日提出する。

6 負担部分について

以下にかかる費用については受託者側の負担とすること。

- (1) 無人警備システム（保守含む）
- (2) 警備業者詰所 *発注者側では詰所場所の提供を行わない
- (3) 交通費
- (4) その他、従事者に関する負担

7 その他、変更、賠償等

- (1) 受託者は、作業実施中に業務員の故意又は過失によって建築物、機械器具及び備品類を破損又は、亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 受託者が業務実施のため設置する機械器具、機器等の警報装置については、受託者がこれを設置し、受託者の所有に属する。
- (3) 発注者側による警備対象の増改築、移転等により既設の警報装置等の移動、変更、増設等の必要を生じた場合には、事前に受託者側に通知するものとし、当該工事費は発注者側が負担する。なお、この負担分については両者協議により業務委託料を改定してよいものとする。
- (4) 受託者が設置した警報装置等を、発注者側の責による事由または都合により汚損・破損、撤去せしめた場合には、当該警報装置等の修理、買い換え、工事等に伴う費用は発注者側が負担する。なお、この負担分については両者協議により業務委託料を改定してよいものとする。
- (5) 業務履行期間満了後の警報装置等の撤去については、両者で協議を行うものとする。
- (6) 受託者の責による発注者側への賠償について、契約書に定めることのほか、以下のとおりとする。
 - i 身体上あるいは財物上の損害については、1事故につき金10億円を限度とする。
 - ii 身体及び財物の損害が同時発生した場合は、1事故につき金10億円を限度とする。
 - iii 発注者側は、i、iiの事故による損害が発生したときは、その事故を知った日から数えて7日以内に書面をもって当該事故による損害の発生を受託者側に通知しなければならない。発注者側がその通知を怠ったときは、受託者は発注者側に対する損害賠償の責めを免れる。
- (7) 受託者は、以下に起因する損害については賠償又は補償の責を負わない。
 - i 天変地異、NTTの設置する通信回線障害等、受託者の責に帰すべからざる事由により警備実施が困難、あるいは不可能となった場合。
 - ii 警報機器設置箇所外、もしくは警報機器の感知機能の範囲外、あるいは警報装置の実施時間外に生じた場合。
 - iii 野積みされた財物等、適切な管理をなされない状態で放置された一切の物件。
 - iv 発注者側職員及び発注者側の管理にある他の者、並びに建築物の瑕疵等に基づく場合。
- (8) 発注者は、警備実施を不可能とするような事態が生じたときは、その状況がやむまでの間業務停止を命じることができる。なお、この間の委託料は、両者協議のうえ金額を減ずることができる。